

87		安全・安心まちづくり推進事業 (安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業)			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	Tel 092-643-3124
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	先駆的な活動に取り組む防犯リーダー、防犯設備や「まちづくり」に関する専門知識を有する専門家及び有識者等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」として委嘱し、地域で活動に取り組む皆さんの悩みや課題の解決、活動の活性化及び安全・安心まちづくりに関する知識の習得等を図るため、地域の活動団体等からの要請に基づき派遣する。			
	対象団体 (事業主体)	① 防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする地域の団体等 (グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、学校、PTA、NPO等) ② 官民が連携して防犯活動等に取り組むために組織された団体 (まちづくり推進協議会等) ③ 地域と連携して防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者等 ④ 地域防犯活動の活性化に寄与する活動を行う市町村			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。 (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。 ①活動方法及び運営方法の事例検討を通して、団体活動の活性化のためのノウハウ等の習得 ②防犯環境指針に基づく防犯環境設計の知識習得 ③防犯意識醸成のための防犯に関する知識習得 ④地域住民等によるワークショップ方式による安全マップづくり ⑤官民が連携して取り組むために設置された組織による安全・安心まちづくりのための活動 ⑥その他、安全・安心まちづくりの普及のために知事が適当と認めた事業 (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。 (4) 参加者から費用を徴する場合は、徴する費用が社会通念上適正であること。 (5) 事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
	根拠法令・要綱等	福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業実施要綱			
制度創設年度	平成20年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	なし				
最近の実績	令和4年度 派遣件数 31件 令和5年度 派遣件数 69件 令和6年度 派遣件数 62件				
担当からのコメント	・研修会、講演会等の日時、内容、アドバイザーなどが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。				

88		消費者行政推進事業(地方消費者行政強化交付金)			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	生活安全課	Tel 092-643-3193
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村の消費者行政推進のために必要な経費を交付し、消費者行政推進に向けた市町村の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	(推進事業) 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 2. 消費生活相談員養成事業 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 4. 消費生活相談体制整備事業 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 7. 消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務 (強化事業) 1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	上記事業に係る経費を、予算の範囲内で交付する。 推進事業 定額 強化事業 定額、1/2又は1/3			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等		福岡県補助金等交付規則、 福岡県消費者行政推進事業補助金交付要綱			
制度創設年度		平成21年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		消費者庁			
最近の実績		令和4年度 78,454千円(50市町村) 令和5年度 71,035千円(51市町村) 令和6年度 57,220千円(51市町村)			
担当からのコメント					

89	飲酒運転撲滅対策事業 (飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3167
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県が、飲酒運転撲滅活動に関する高い見識と経験を有する人材を「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー」として登録し、飲酒運転撲滅に取り組む市町村、学校、地域団体、事業者、特定事業者等の求めに応じ派遣する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、地域団体、事業者及び特定事業者等			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。 (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。 ① 飲酒運転の実態と結果の重大性及び交通法規に関する知識の習得による、飲酒運転撲滅意識の醸成 ② アルコールが身体に及ぼす影響や、問題飲酒行動の早期認識と対処の方法に関する知識の習得による、飲酒運転防止効果の増進 ③ その他、飲酒運転撲滅活動の推進のための知事が適当と認めた事業 (2) おおむね 30 名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
根拠法令・要綱等		福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業実施要綱			
制度創設年度		平成 24 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和 4 年度 派遣回数 78 件 約 18,000 名受講 令和 5 年度 派遣回数 77 件 約 15,000 名受講 令和 6 年度 派遣回数 87 件 約 16,000 名受講			
担当からのコメント		・研修会、講演会等の日時などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。			

90	交通安全団体組織強化事業(高齢者運転免許自主返納等支援事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3167
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が行う高齢者の運転免許自主返納等支援事業に要する経費の一部を県が助成する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	平成28年4月1日以降に運転免許の自主返納(個人番号カードの免許情報記録の抹消を含む)をした高齢者(当該自主返納をした日において70歳以上の者に限る。)及び令和2年4月1日以降に期限切れ失効により運転経歴証明書の交付(個人番号カードへの運転経歴情報の記録を含む)を受けた高齢者(当該失効日において70歳以上の者に限る。)に対して、市町村が購入した乗車券(電車又はバスの回数乗車券その他知事が認めるものをいう。)を交付する事業			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助対象経費…乗車券の購入に要する経費(同一人に対し乗車券を複数回交付する場合にあっては、初回の交付に係るものに限る。) ・補助率…2分の1 ・補助限度額…対象となる高齢者1人につき2,500円			
	ヒア・申請の時期等	全市町村に対し、調査を実施			
根拠法令・要綱等		市町村高齢者運転免許自主返納等支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度	28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和4年度 43団体 令和5年度 47団体 令和6年度 47団体			
担当からのコメント					

91	性暴力根絶条例施行事業 (性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-289-9395
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(平成31年福岡県条例第19号)」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 (2) 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 (3) 福岡県及び福岡県内の地方公共団体並びにそれらの外郭団体 (4) 事業所 (5) 地域の団体等(グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、PTA、NPO等)			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たした団体等に対し行うものとする。 (1) 県民を対象に、性暴力の根絶に向けた知識及び具体的方策等の習得を目的で開催されるものであること。 (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。 (4) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
	根拠法令・要綱等	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例「福岡県性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業」実施要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	なし				
最近の実績	令和4年度 派遣箇所数 516 箇所 受講者数 約123,000名受講 令和5年度 派遣箇所数 566 箇所 受講者数 約116,000名受講 令和6年度 派遣箇所数 608 箇所 受講者数 約130,000名受講				
担当からのコメント	・研修会、講演会等の日時などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの連絡調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。				

92	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業				
担当部局名	人づくり・県民生活部スポーツ局	担当課室名	スポーツ振興課	Tel	092-643-3515
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が、総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する活動に対して補助を行う事業。			
	対象団体 (事業主体)	市町村 (総合型地域スポーツクラブの設立を目指す団体)			
	採択要件	総合型地域スポーツクラブの設立のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する次にあげる活動に対して補助を行う。 a, 設立準備委員会の開催 b, 広報活動 c, 設立総会の開催 d, その他総合型クラブ創設に必要な活動(クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など)			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独)日本スポーツ振興センター】			
	財政支援措置	【助成金】 1, 1件当たりの助成対象経費限度額は上限額は1,200千円 2, 1件当たりの助成金の額は助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額を限度とする。(助成金の限度額は1,080千円)			
	ヒア・申請の時期等	助成初年度(創設事業を含む。)から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日(総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。)までのいずれか短い期間。			
根拠法令・要綱等		独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成交付要綱			
制度創設年度		平成16年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無	
関係省庁等		文部科学省			
最近の実績		令和7年度現在(4/1) 47市町村83クラブが設立			
担当からのコメント		・ 総合型地域スポーツクラブとは、県民が、身近な地域でスポーツに親しむことの出来る新しいタイプのスポーツクラブで①子どもから高齢者まで(多世代)②様々なスポーツを愛好する人々が(多世代)③初心者からトップレベルまで、それぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。			

93	市町村等体験活動支援事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	青少年育成課	Tel	092-643-3615
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が多様な主体と連携して行う体験活動支援事業又は市町村から推薦を受けた地域団体が行う体験活動支援事業に対して補助し、福岡県内の子どもたちに様々な体験・交流をさせる取組の推進を通じて、青少年の「生き抜く力」を育成することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村又は地域団体			
	採択要件	主な要件は以下のとおり ●原則として、次のいずれかに該当する事業とする。 (ア) 自然体験活動 (イ) 科学体験活動 (ウ) スポーツ・文化芸術体験活動 (エ) 職場体験活動 (オ) 交流を目的とする活動 (カ) 社会奉仕体験活動 (キ) 体験活動と併せて実施するボランティア人材養成事業 ●市町村においては、市町村民会議、NPO、自治会、まちづくり協議会、企業、学生ボランティア等と連携すること。また、地域団体においては、市町村の協力を得ること。 ●参加者は原則として、中学生以下の子どもとすること。(事業内容によっては保護者同伴可) ●申請初年度は新規又は拡充事業であること。 ●子どもが10人以上参加すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(公社)福岡県青少年育成県民会議】			
	財政支援措置	(1) 補助対象経費 自然遊び、キャンプ、農業体験、科学体験などの体験活動に要する経費のうち、県民会議会長が認める経費(報償費、旅費、食糧費、使用料、賃借料等) (2) 補助率 (ア) 市町村の場合、補助対象経費の2分の1以内とし、400,000円(政令指定都市については行政区あたり400,000円)又は市町村が支出した額のうち、いずれか少ない額を上限とする。 (イ) 地域団体の場合、補助対象経費の10分の10以内とし、50,000円を上限とする。ただし、1市町村(政令指定都市については区)あたり2団体までとする。 (ウ) (ア)と(イ)を合わせた補助金額の上限は、400,000円とする。			
	ヒア・申請の時期等	第1次公募 4月1日～5月31日 第2次公募 6月16日～8月15日 第3次公募 9月上旬～11月上旬			
根拠法令・要綱等	市町村等体験活動支援事業補助金交付要綱				
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	(公社)福岡県青少年育成県民会議				

最 近 の 実 績	令和6年度 採択件数20市町 北九州市 市内4か所の地域の公園でのプレーパーク（4回） 福岡市 子どもたちが自主的に企画・実施する体験活動実施団体への補助 大牟田市 折り紙ヒコーキ大会、わくわく！子どもまつり 久留米市 アドベンチャーキャンプ 柳川市 発掘体験、折り紙ヒコーキ大会、ニュースポーツ等 八女市 サマーキャンプ、チャレンジウォーク 筑後市 サマーキャンプ、ウィンターキャンプ等、折り紙ヒコーキ大会 大川市 プレーパーク（9回）、プレワーカー養成講座等（7回） 筑紫野市 青少年の育成に賛同する体験活動実施団体のへ補助 福津市 コミュニティ・フェスタ（プロ歌手との合唱、科学体験・工作体験等） 宇美町 段ボール遊び、牛乳パック作品づくり、絵手紙作成、折り紙ヒコーキ体験等 新宮町 火起こしなどの自然体験学習、勾玉づくり等 水巻町 火起こしや野外調理などの自然体験学習 岡垣町 長野県を訪問し、文化・環境・生活習慣の異なる子どもたちとの交流 遠賀町 活動体験教室（農業）、ほたるビオトープづくり体験 桂川町 郷土カルタを通じた交流体験 筑前町 ドローン、VR、YouTuber、プログラミング体験 大木町 小学生宿泊自然体験（ジュニアリーダー育成） 添田町 自然体験活動（そえだSUMMER キャンプ） 上毛町 通学合宿（共同での生活体験）
担当からのコメント	※本補助金予算：28,800千円（400千円×72市区町村）

94	市町村人財育成支援事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	青少年育成課	Tel	092-643-3402
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村又は市町村が主体となって構成若しくは共催する実行委員会が行う人財育成のための事業に対して補助し、講義、体験、グループワーク等からなるプログラムの実施により、未来の地域リーダーを育成することを目的とする。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村又は市町村が主体となって構成若しくは共催する実行委員会			
	採 択 要 件	主な要件は以下のとおり ●参加者は原則として中学生とする。なお、中学生のほかに、小学生、高校生も参加者とすることは可能。 ●講義、体験、グループワーク等を通じ、参加者自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して、解決に向けて行動し、意見を表明できる力を育むことで、将来、地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成するものであること。また、体験活動を行う場合、活動の中にリーダーとしての心構えを学ぶことやグループワークを取り入れることなどにより、上記の能力を育むものとする。こと。 ●事業の内容は、グループワーク及びその後の発表等を通じて、他者と対話し自己の考えを深める時間を設けること。 ●事業に参加する子ども及びその保護者が負担する費用は無償又は低廉とすること。 ●県民会議会長が別途指定する方法により事業成果の報告を行うこと。 ●参加実人数が5名以上の活動とすること。			
	補 助 主 体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【(公社)福岡県青少年育成県民会議】			
	財 政 支 援 措 置	(1) 補助対象経費 県民会議会長が認める経費（報償費、旅費、消耗品費、委託料 等）。 (2) 補助率 補助対象経費から参加費等の収入を控除した額の2分の1以内。補助金額の上限は、単独市町村 900,000 円、政令指定都市及び中核市 2,900,000 円、複数市町村 3,200,000 円。			
	ヒア・申請の時期等	第1次公募 4月1日～5月31日 第2次公募 6月16日～8月15日 第3次公募 9月上旬～11月上旬（予定）			
	根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	市町村人財育成支援事業補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度	令和7年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関 係 省 庁 等	(公社)福岡県青少年育成県民会議				
最 近 の 実 績	なし				
担当からのコメント	本補助金予算 11,736,000 円				

95		人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業 (令和3年度まで：長寿社会づくりソフト事業（特定事業）)			
担 当 部 局 名		保健医療介護部	担 当 課 室 名	保健医療介護総務課	TEL 092-643-3239
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別		()ハード (○)ソフト ()両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生み育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資するために行う事業（全てを委託する事業は対象外） ① 雇用・就業対策事業 ② 健康づくり推進事業 ③ 介護保険制度等充実支援事業 ④ 医療対策事業 ⑤ 福祉対策事業 ⑥ 学習・社会参加活動促進事業 ⑦ 住宅・生活環境事業 ⑧ 高齢者社会研究開発のための事業 ⑨ こども・若者・子育て支援事業 ⑩ 地方移住・関係人口創出事業 ⑪ その他 ※令和4年度より「長寿社会づくりソフト事業」から「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業」に名称変更している。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村			
	採 択 要 件	国または地方公共団体の補助金を受けていない事業 ※採択にあたっては(公財)地域社会振興財団が審査を行う。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(公財)地域社会振興財団】			
	財 政 支 援 措 置	1団体1件まで、1件3百万円まで			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度11月頃県に通知され、その後各市町村へ連絡			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程			
制 度 創 設 年 度		平成 元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(公財)地域社会振興財団			
最 近 の 実 績		(令和3年度) 八女市 (令和4年度) 八女市 (④) 福津市、芦屋町 (⑥) 筑後市 (⑨) (令和5年度) 遠賀町 (①) 八女市 (④) 吉富町、芦屋町 (⑤) 小郡市、筑後市 (⑥) 福津市 (⑨)			
担 当 か ら の コ メ ン ト		・地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程に基づき、毎年度、対象事業の交付方針を決定するため対象事業は変更の可能性あり。 ・事業申請、実施報告等は県を経由して行うこととなっている。			

96	福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	ワンヘルス総合推進課	Tel	092-643-3622
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 令和5年度より、福岡県ワンヘルス推進基本条例第9条に定めるワンヘルス実践の基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を、施設利用者が学び、又は体験できる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」として認定している。 この認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設について、施設利用者のワンヘルスの理解促進に資する設備の整備に係る経費に対して補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・補助事業を実施する施設が「福岡県ワンヘルス啓発施設」の認定を受けている、もしくは受ける見込みであること。 ・補助事業を実施する施設を活用して、住民にワンヘルスの理念の普及啓発に取り組むこと。 ・整備する設備は、新たに整備、既存設備の改修のいずれも可とするが、いずれの場合もワンヘルスに関係するものであること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	・補助対象経費は、福岡県ワンヘルス啓発施設の認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設において係る整備費のうち、利用者のワンヘルスの理解促進に資する経費 ・補助率は対象経費の2分の1以内 ・補助上限額は125万円			
	ヒア・申請の時期等	整備を実施する年度中に申請			
根拠法令・要綱等		福岡県ワンヘルス啓発施設設備整備事業費補助金交付要綱 福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金 Q&A (20230518) 福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱			
制度創設年度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	(○) 有 () 無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和5年度 直方市 福智山ろく花公園 令和6年度 添田町 フォレストアドベンチャー・添田 みやま市 清水山荘・森の小径			
担当からのコメント		・福岡県ワンヘルス啓発施設の認定については、「福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱」を参照すること。 ・「福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金 Q&A」については、随時更新を行う予定である。			

97	地域猫活動支援事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	生活衛生課	Tel	092-643-3281
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	飼い主のいない猫の過剰繁殖やトラブル防止のため、地域の合意のもとに行う不妊去勢手術や給餌場・トイレの整備など猫を適正に管理する地域猫活動に取り組む市町村に対し、次の支援を行う。 ・技術的支援(個別協議実施、啓発資材作成、サポーター派遣等) ・市町村助成(不妊去勢手術費、資材購入費、動物愛護団体を通じた導入支援事業の実施) ・福岡県動物愛護センターにおける地域猫専用の不妊去勢手術室の設置			
	対象団体 (事業主体)	市町村(北九州市、福岡市、久留米市を除く。)			
	採択要件	・活動地域を認定すること。 ・活動予定地域での活動者の役割分担等を明記した事業計画を作成すること。 ・地域猫活動に要する保護器等の資材を準備すること。 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術により過剰繁殖を防止すること。 ・猫の給餌やトイレの管理を行い快適な生活環境の保持増進に努めること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	【技術的支援】 ・個別協議等の実施 ・啓発資料の提供 ・サポーター派遣 ・動物愛護団体を通じた導入支援の実施 【市町村助成】 ・不妊去勢手術費、猫除け装置等の資材購入費の助成			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度3月にヒア、追加募集を行う年度もあり			
根拠法令・要綱等		福岡県地域猫活動支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度		平成26年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		環境省(住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン)			
最近の実績		実施年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 実施 11市町 13市町 18市町 16市町 手術 185匹 240匹 224匹 894匹			
担当からのコメント		・地域猫活動地域を認定し、活動に係る支援を行う市町村に対し、活動地域の飼い主のいない猫の不妊去勢手術費等を助成する。 令和6年度 不妊去勢手術費 2分の1補助 資材購入費 2分の1補助(上限額10万円)			

98	とびうめネットを活用した救急医療 DX 推進事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	医療指導課	Tel	092-643-3396
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(事業の目的) 福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」を活用し、市町村が保有する国保レセプトデータや後期高齢者医療の健診情報等（以下「データ等」という。）を救急搬送時に医療機関や救急隊等の救急医療関係者間で共有する体制を構築することで、迅速かつ適切な医療の提供を実現する。 (事業の概要) 以下の事業に対し、補助金を交付するもの。 ・市町村が保有するデータ等を公益社団法人福岡県医師会へ提供する事業 ・住民のデータ等の提供に係る同意を得る事業			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	本事業の取組みのため、県と連携・協力協定を締結すること。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	・対象経費は、事業開始に必要な初期費用（専用端末購入費や専用回線工事敷設費、登録申込書作成費） ・補助率は、対象経費の 10 分の 10 ・補助額は、1 市町村当たり 100 万円を上限とする。			
	ヒア・申請の時期等				
根拠法令・要綱等		とびうめネットを活用した救急医療 DX 推進事業費補助金要綱			
制度創設年度		令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		公益社団法人福岡県医師会			
最近の実績		(協定を締結した自治体) ・大牟田市（令和5年1月） ・大川市（令和6年2月） ・北九州市（令和6年4月） ・みやま市（令和6年4月） ・行橋市（令和6年7月） ・荏田町（令和6年7月） ・みやこ町（令和6年7月）			
担当からのコメント		・単年度要綱に基づくものであり、期間の延長等の変更可能性あり			

99		へき地医療施設等運営費補助事業			
担当部局名		保健医療介護部	担当課室名	医療指導課医師・看護職員確保対策室	TEL 092-643-3330
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が運営するへき地診療所、巡回診療車及び患者輸送車の運営費に対して補助することにより、へき地における住民の医療を確保するもの。			
	対象団体 (事業主体)	へき地診療所等を運営する市町村、公的医療機関等			
	採択要件	・へき地診療所運営事業 国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の運営事業 ・へき地巡回診療車運営事業 無医地区等に対する巡回診療を行う巡回診療車の運行事業 ・へき地患者輸送車運行事業 へき地の患者を最寄の医療機関まで輸送する患者輸送車の運行事業			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・へき地診療所運営事業 1)補助率・・・2/3 2)対象経費・・・事務費、研究費、医療費、伝送装置経費 ・へき地巡回診療車運営事業 1)補助率・・・1/2 2)対象経費・・・人件費、需用費、委託料等 ・へき地患者輸送車運行事業 1)補助率・・・1/2 2)対象経費・・・人件費、需用費、委託料等			
	ヒア・申請の時期等	交付申請9月			
根拠法令・要綱等		医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱、へき地保健医療対策等実施要綱			
制度創設年度		昭和60年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		厚生労働省			
最近の実績		補助事業者 北九州市(藍島診療所)、福岡市(玄界診療所)、新宮町(相島診療所)、みやこ町(やまびこ診療所)、東峰村(村立診療所、村立鼓診療所)、八女市(矢部診療所)、社会医療法人天神会(辺春診療所) ・令和4年度実績 補助金交付計・・・88,736千円 ・令和5年度実績 補助金交付計・・・92,214千円 ・令和6年度実績 補助金交付計・・・84,559千円			
担当からのコメント					